

1 品質証明業務

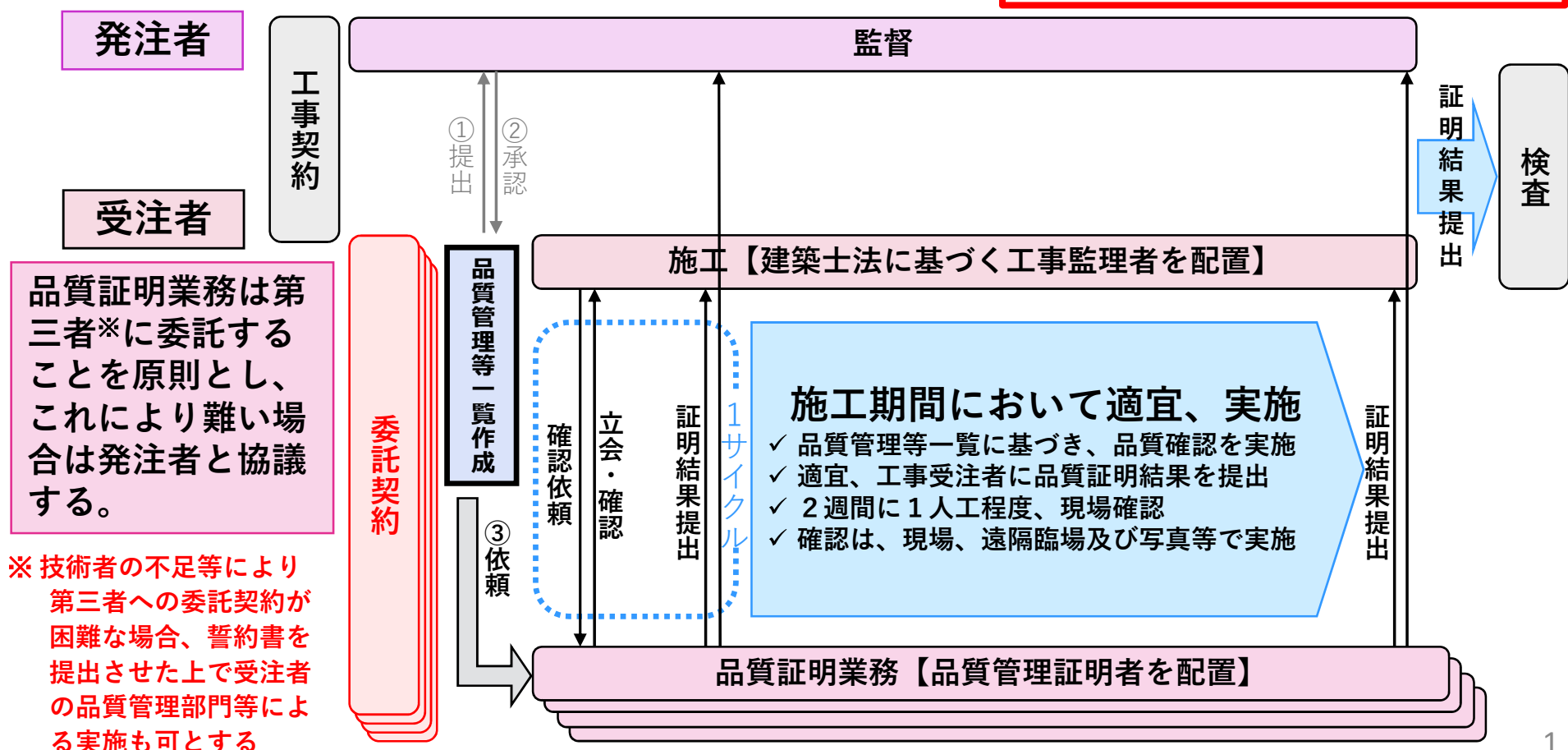
官民協力による新たな品質確保体制について

○品質証明業務と会計法上との関係

- ① 検査は国の職員で行うことから、品質管理証明者は会計法上の責は負わない。
- ② あくまでも、検査確認のための証明結果を作成し提出。

➤ 品質管理証明に係る書類及び報告に虚偽の記載があった場合や工事目的物が契約不適合であった場合は、受注者に対して厳しく対応する旨を契約書に規定

○品質証明業務の実施フローについて



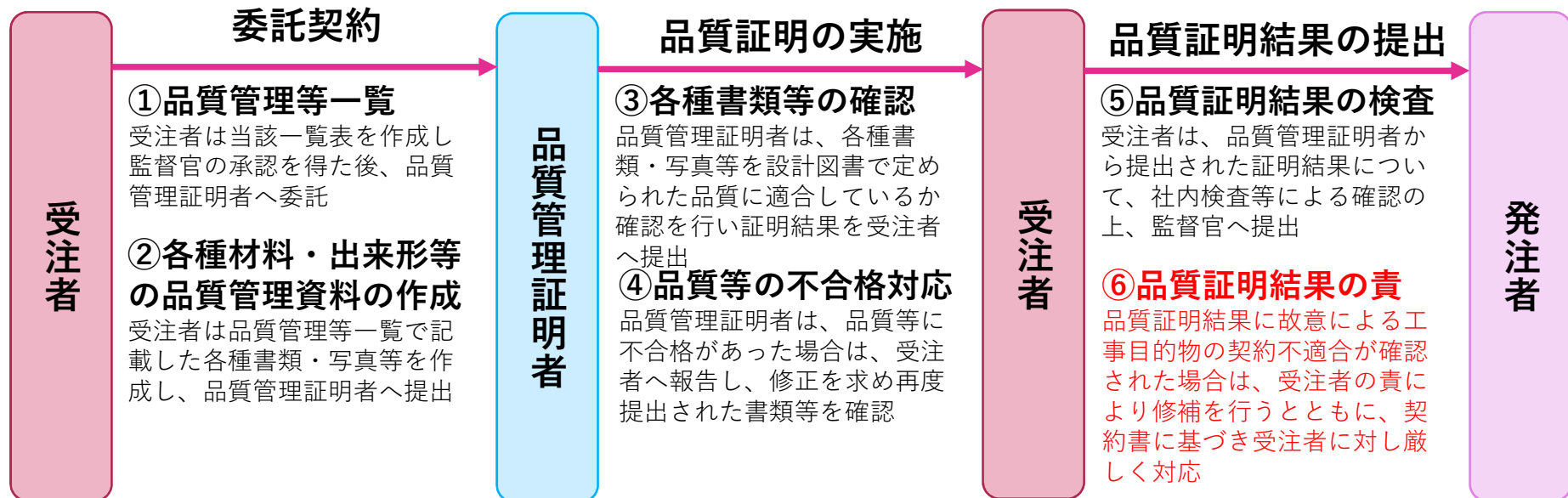
1 品質証明業務

4. 官民協力による新たな品質確保体制について

(1) 品質証明業務について

- ① 品質証明業務は、受注者以外の第三者（企業又は個人）に委託することを原則。
※ただし、第三者への委託契約が困難な場合は、発注者と協議を行い誓約書を提出させた上で受注者の品質管理部門等による実施も可とする。また、工事受注者が支店である場合に、本店が行うことも可能
- ② 会計法等の法令に基づく各種検査は、発注者が実施することから当該業務で責は負わない。
- ③ 建築士法に基づく工事監理は、受注者が実施することから当該業務には含まない。
- ④ 業務内容は、設計図書（特記仕様書、工事共通仕様書等）に定められた各種材料の品質及び出来形規定に適合しているかを確認。
- ⑤ 品質管理証明者は、専任の必要はない。また、職種毎の配置を原則とするが、各職種の資格要件等を満たす場合は、職種間の兼務も可（品質管理証明者が所属する会社に対する建設業許可の有無などの条件は無い）。

(2) 品質証明業務フローについて



1 品質証明業務

(3) 品質証明業務の主な業務内容

- 品質管理証明者が行う業務は、基本的には、主に机上での書類による確認を行うため、遠隔臨場や現場における確認作業は限定的
- 業務内容は以下のとおりで、1棟あたり1職種で2人/月（技師c）を見込む。

- ✓ 施工計画書の確認：受注者が作成した品質管理計画に係る部分を確認する。
- ✓ 材料の確認：受注者が作成した資機材の仕様等に関する書類（機器承諾図、品質検査簿など）と設計図書等の仕様を見比べて間違いがないことを確認する。
- ✓ 機材試験・品質管理試験：受注者やメーカーが実施し作成した試験結果（試験証明書、規格証明書など）が設計図書等を満足していることを確認・整理されているのか確認する。
- ✓ 試運転調整：受注者が実施し作成した試運転調整結果表及び状況写真などを見て完了していることを確認する。
- ✓ 出来形確認：出来形管理基準、品質管理基準、写真管理基準が共通仕様書の内容を満足しているか出来形管理表及び品質管理一覧により確認する。
- ✓ 検査関係：技術検査、既済検査、完成検査に係る検査官が確認すべき書類について、整理方法の適否、不足の有無等について確認する。

1 品質証明業務

品質証明業務運用ガイドライン（仮称）において品質管理証明者の確認項目を明示

工種	確認項目	確認ポイント	受注者の確認方法				受注者	品質管理証明者	監督官
			書類	現場	写真	書類等			
鉄筋工事	材料	種別、径等が規格を満たしているか確認。	○	○	○	規格証明書、ミルシート	実施	確認	証明結果確認
	加工及び組立て	損傷、切断、溶接、フックの有無の確認 主要な配筋は、種類、径、数量、かぶり厚さ、間隔、相互のあき、位置等の検査結果の確認。	○	○	○	施工図又は検査記録	実施	—	報告受け
		鉄筋の補強の確認。 ガス圧接は目視及び超音波探傷試験により適切に圧接されているか確認。	○	○	○	施工図又は検査記録 報告書	実施	—	報告受け
コンクリート工事	材料	設計基準強度、類別、セメント、骨材、水、混和材料の品質の確認。	○	○	○	コンクリート材料の試験成績表	実施	確認	証明結果確認
	調査	計画調査の承認の確認。	○	○	○	計画調査表	実施	—	報告受け
	品質管理	調査の調整及び試験用の材料の採取の確認。	○	○	○	計画調査表	実施	確認	証明結果確認
	運搬	工場から現場までの運搬方法、時間が適切か確認。	○	○	○	コンクリート打設計画書	実施	—	報告受け
	打設	圧送、打込み、打継ぎ、養生及び打設足場、補修の良否の確認。	○	○	○		実施	—	報告受け
		型枠の種類の確認。 コンクリート打継面、梁底等の清掃状況の確認。	○	○	○		実施	—	報告受け
	出来形図	各部の出来型寸法が設計図を満足しているか、また、品質について、柱・壁の下部にじゃまか・クラックがないこと等の検査結果の確認。	○	○	○	検査記録	実施	確認	証明結果確認
止水板の設置	現場施工後、不可視となる、止水板が適切に設置されているか確認。	○	○	○		実施	—	報告受け	
打ち放し仕上の処理	処理が適切に実施されているか確認。	○	○	○		実施	—	報告受け	
鉄骨工事	材料	材質、規格品、型状等の確認がなされているか確認。	○	○	○	設計図書、規格証明書（ミルシート）	実施	確認	証明結果確認
	工作一般	切断及び曲げ加工の確認。	○	○	○	承認図	実施	—	報告受け
		垂鉛めつき処理のめつき量、方法等が、適切か確認。	○	○	○		実施	—	報告受け
	高力ボルト接合	高力ボルト締付け後の検査結果の確認。 二重ナット等で適切に接合されているか確認。	○	○	○	検査記録	実施	確認	証明結果確認
	接合部の試験	超音波探傷試験の確認。	○	○	○	報告書	実施	—	報告受け
	アンカーボルト	芯出し、径、型状、数量の確認。	○	○	○	設計書	実施	—	報告受け
	建て方	建方の完了後、形状及び寸法精度を検査結果の確認。	○	○	○	検査記録	実施	確認	証明結果確認
		下げ振りにより柱や壁の傾斜を測定	○	○	○		実施	—	報告受け
	錆止め塗装	下地処理、塗布量、不可視部分への塗布等が適切に施工されているか確認。	○	○	○		実施	—	報告受け
	耐火被覆	吹き付け厚、検査成績書、耐火性能の表示、品質管理方法	○	○	○		実施	確認	証明結果確認
防水工事	材料	種類、材質は特記仕様書等により適切に決定しているか確認。	○	○	○	施工計画書 納入書	実施	— 確認	報告受け 証明結果確認
	防水層の種類、種別及び工程	特記仕様書による種別に対する工程及び使用量は適切か確認。	○	○	○		実施	—	報告受け
	施工（下地）	床はコンクリート直均し仕上げとしているか確認	○	○	○		実施	—	報告受け
		立上りはコンクリート打放し仕上げB種としているか確認。 入隅及び出隅の仕上げは、45度に仕上げているか確認。	○	○	○		実施	—	報告受け
	施工（張付け）	出隅、入隅及びスラブの打継箇所等の増し張りは適切に行われているか確認。 平場は、空隙、気泡、しわ等が生じないよう実施されているか確認。	○	○	○		実施	—	報告受け
		継ぎ目は、100mm以上の重ね合わせされているか確認。 ルーフトレイン、配管等のストレッチルーフイングは300mm以上の増し張りとしているか確認。	○	○	○		実施	—	報告受け
		施工（塗膜防水）	施工順序、使用量、空隙の有無及び水勾配、塗むら等が適切に実施されているか確認。 保護コンクリートは溶接金網を設置し、150mm以上重ねているか確認。	○	○	○	防水仕様書	実施	—
	保護層等の施工	保護コンクリートの仕上げは床コンクリート直均しとし、所定の勾配に仕上げられているか確認。 伸縮調整目地は外周の立上り仕上面から800mm程度、中間部は縦幅300mm程度として設置されているか確認。	○	○	○		実施	—	報告受け
		防水保証書	施工保証書の確認、保証期間、保証内容は適切か確認	○	○	○	施工保証書	実施	—
	材料（シーリング）	施工部位、材質等に入った材料の選定となっていたか確認。	○	○	○	納入書	実施	確認	証明結果確認
	施工（シーリング）	下地処理（バックアップ材）、プライマー塗り、充填の方法は適切か確認。	○	○	○		実施	—	報告受け
	防水施工	防水層の施工の検査結果の確認。	○	○	○	検査記録	実施	確認	証明結果確認

【建築工事の一部を抜粋】

実施者

品質管理証明者が確認を実施する項目

- 確認等の具体的な実施要領は、令和7年7月29日付通知文書「品質証明業務における品質管理証明者の確認等について（通知）」を参照
- ※ガイドラインと共に防衛省HPに掲載（予算・調達→調達情報→技術基準・仕様）

防整整第17847号
令和7年7月29日

各地方防衛局総務部長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長 殿
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長

整備計画局施設整備課長
(公印省略)

品質証明業務における品質管理証明者の確認等について（通知）

標記について、品質証明業務の実施に当たり、最適化事業における品質証明業務を含む工事の運用ガイドラインについて（防整整第15746号、令和6年7月4日）の付録「工事の確認ポイント表」において、品質管理証明者が確認等を行う項目を示しているところ、その確認等における実施要領を別紙のとおり定めたので通知する。

【建築工事の一部を抜粋】

コンクリート工事

材料	設計基準強度、類別、セメント、骨材、水、混和材料の品質の確認	確認
品質管理証明者は、受注者が作成する調査計画によりコンクリート工事で使用する材料の設計基準強度、類別、セメント、骨材、水、混和材料が設計図書等を満たしていることをコンクリート材料の試験成績表及び配合計画書により確認する。		
品質管理	調査の調整及び試験用の材料の採取の確認	確認
品質管理証明者は、コンクリートの品質管理において、調査の調整及び試験用の材料の採取を確認する場合、コンクリートの品質が設計図書等に適合する所定の品質を有していることについて、打込み区画ごとに工事現場へ寄附される納入書及びコンクリートの品質管理の試験結果により、原則、1カ月毎に確認する。		

●「確認」とは、受注者から提出等される書類について、内容の適否の確認を行うことをいう
●「証明結果確認」とは、受注者から提出される品質証明結果を確認することをいう